法定外公共物(水路)の占用許可申請について

令和２年９月

□水路の占用とは

水路は、農業用に供されるだけでなく、雨水排水施設として日常生活の中でも重要な役割があります。また、公共的施設（上下水道、電柱、地下電線等）設置のためのスペースや沿道の土地から道路へ出入りするために水路に橋や蓋を架ける場合、建築足場等の仮設物を設置する場合等様々な目的に利用されています。これら水路の一部に工作物等を設けるものを占有物といい、これらを継続的に使用することを水路の占用といいます。

□許可の手続きと要件

市の管理する水路の一部を使用される方（会社や法人を含む）は、明石市法定外公共物管理条例に基づき、法定外公共物の占用許可の申請を行い、市長の許可を受ける必要があります。但し、市道路管理区域内の蓋架等は、道路法第 24 条・32 条による申請となります。

□許可の基準

１．水路の占用許可は、水路の機能及び管理等に支障のない範囲において、公益上必要な場合に許可され、以下の事項について審査をします。

(１)将来においても水路の機能が維持され、管理に支障がない占用の形態であること。

(２)占用する面積、個所等は、必要最小限のものであること。

(３)占有物の構造は、利用者及び第三者に対する安全が確保され、常に良好な状態で維持管理されること。

(４)水路の深さが概ね７０ｃｍを超える水路に、蓋や橋を架ける場合は、高さが１．１ｍ程度の転落防止柵を設置すること。

２．「公益上必要な場合」とは、以下の事項をいいます。

(１)沿道の土地から蓋や橋などで水路に日常生活に必用な通路・進入路を設ける場合。

(２)公共的施設（電柱、電信柱、上下水道管、ガス管等）を設置する場合。

(３)その他、市長が公益上特に必要と認める場合。

□許可申請に必要な書類

(１)法定外公共物占用許可申請書「**２部提出してください**（１部は写しで可)」

(２)占用場所及びその付近を示した位置図（占用場所を赤印で表示）

(３)公図（国土調査図等）の写し（占用場所を赤印で表示）

(４)平面図、求積図、縦断面図、横断面図（各図は縮尺を明示）

具体的な占有物の配置、構造、路面や水路底との高さ・幅・延長等が分かるもので、細部が分かりにくい場合は、拡大図を作成してください。また、求積図は、平面図の中に数量計算や面積を記入しても可とします。

(５)構造図

配筋図、舗装復旧、耐荷重、転落防止柵等を具体的に記載してください。

(６)耐荷重計算書（水路構造物、蓋架工作物）

蓋や橋の設置や水路構造物を改造する場合は、耐荷重計算書や使用製品カタログ等を添付してください。また、原則として１４ｔ荷重以上（但し、使用状況等により協議します。ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞは受枠付き）に対応できる構造物としてください。

(７)利害関係人の同意書

施工に際して混乱を回避するため、事前に関係する水利組合等の利害関係人の同意を得てください。

(８)現況写真

施工前の水路の状況、設置個所等を確認します。

(９)法定外公共物工事完了届

工事完了後、速やかに位置図、完了写真、完成図、許可証写等を添付した法定外公共物工事完了届を提出してください。

(１０)その他市長が求める書面

※　申請書類を受付してから審査を行い、通常３週間以内に許可書を交付します。尚、許可した内容と異なる施工がされた場合等は、条例に基づき撤去命令若しくは許可の取消等になることもありますのでご了承ください。

□占用許可期間

占用の許可期間は、５年以内となっています。但し、占用期間の更新をされる場合は、期間更新申請書を期間満了日の３０日前までに提出してください。

□占用料金と減免

水路の占用を許可した場合、申請者から占用料を徴収しますので、納付書により占用許可日から１ケ月以内に納付してください。

１．　占用料

(１)通路・進入路については、１ケ月・１㎡あたり１００円です。

(２)上記以外については、明石市道路占用料徴収条例に準じます。(別表参照)

２．　減免

沿道の土地から出入りするため、１件あたり幅が４ｍ以下の通路・進入路を設置する場合や開発行為における分譲マンション等にかかる通路・進入路及び位置指定道路を設置する場合、日常生活に必要な上下水道管や各戸に引込むガス管等は、占用料が免除される場合がありますのでご相談ください。

□変更の届出

占用許可を受けたもので、占用者の名義や住所が変わった場合や権利の譲渡及び廃止等が発生した場合は、速やかに下記の届出先に所定の様式で申請をしてください。

□申請の届出先

明石市産業振興室農水産課

基盤整備係	電話	０７８－９１８－５０１７
	ファックス	０７８－９１８－５１２６

別　　表

<table>
<tr><th colspan="3">占　用　物　件</th><th>単位（1ヶ月）</th><th>占用料（円）</th></tr>
<tr><td colspan="3">宅地等への進入路として利用する水路の蓋掛等</td><td>占用面積1平方メートルにつき</td><td>100</td></tr>
<tr><td rowspan="13">道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td colspan="2">第１種電柱</td><td rowspan="3">1本につき</td><td>170</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２種電柱</td><td>260</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３種電柱</td><td>360</td></tr>
<tr><td colspan="2">第１種電話柱</td><td rowspan="3">1本につき</td><td>150</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２種電話柱</td><td>250</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３種電話柱</td><td>340</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の柱類</td><td>1本につき</td><td>12</td></tr>
<tr><td colspan="2">共架電線その他上空に設ける線類</td><td rowspan="2">長さ１メートルにつき</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下電線その他地下に設ける線類</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td><td>1個につき</td><td>230</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告塔</td><td>占用面積１平方メートルにつき</td><td>650</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>占用面積１平方メートルにつき</td><td>230</td></tr>
<tr><td rowspan="7">道路法第32条第1項第2号に掲げる物件</td><td rowspan="6">地下埋設物及び架空の管類</td><td>外径が０．１メートル未満のもの</td><td rowspan="6">長さ１メートルにつき</td><td>10</td></tr>
<tr><td>外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの</td><td>12</td></tr>
<tr><td>外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの</td><td>16</td></tr>
<tr><td>外径が０．２メートル以上０．４メートル未満のもの</td><td>31</td></tr>
<tr><td>外径が０．４メートル以上１メートル未満のもの</td><td>78</td></tr>
<tr><td>外径が１メートル以上のもの</td><td>160</td></tr>
<tr><td colspan="2">マンホールその他これに類するもの</td><td>占用面積１平方メートルにつき</td><td>90</td></tr>
</table>

道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき	230
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ及びアーケードその他これらに類するもの（支柱を含む）		占用面積１平方メートルにつき	160
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室その他これらに類するもの		占用面積１平方メートルにつき	290
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			230
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき	650
道路法第32条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	広告看板類		表示面積１平方メートルにつき	430
	電柱及び電話柱の広告	塗装巻付のもの	1枚につき	220
		突出しのもの		430
	標識	乗合自動車停留所標識	1本につき	200
		標柱及び標識類		300
	アーチ	柱の直径又は長辺が０．２メートル未満のもの	1基につき	4, 300
		柱の直径又は長辺が０．２メートル以上のもの		6, 900
	工事用仮囲、足場及び工事用材料置き場その他これらに類するもの		占用面積１平方メートルにつき	路面 650
				上空 430
	広告併用街灯		1本につき	110
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき	360

備　　考

1 表示面積、占用面積又は長さに小数点以下の端数があるときは、切り上げとし1平方メートル又は１メートルとして計算します。

2 占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算します。

3 1件の占用料の総額が１００円未満であるときは、これを１００円とし、その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てとします。